

エコアクション21

—環境活動レポート—

活動期間【2024年 1月 1日～2024年 12月31日】

作成日【2025年 3月 2日】

中央建設株式会社

表 紙	1
目 次	2
1. 事業概要	3
1) 事業者名及び代表者	
2) 所在地	
3) 環境管理責任者及び事務局	
4) 連絡先	
5) 対象範囲	
6) 事業規模	
7) 実施体制	
2. 環境方針	4
3. 環境目標	5
4. 環境目標の実績	5
5. 環境活動計画と取組評価.....	6
6. 次年度の環境目標と環境活動計画.....	7
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟の有無	8
8. 代表者による全体評価と見直しの結果	9
9. 地域ボランティア清掃活動	10

1. 事業概要

1) 事業者名及び代表者名

中央建設株式会社
代表取締役 竹尾 楠秀

2) 所在地

本社 〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井6085-11
資材置場1 〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井6099-1
資材置場2 〒882-1102 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方352-2
資材置場3 〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井878-7

3) 環境管理責任者及び事務局

EA-21責任者 : 総務部長 甲斐勇磨
EA-21事務局 : 総務部 竹尾浩子

4) 連絡先

連絡担当者 : 甲斐 勇磨 (EA21責任者)
TEL : 0982-72-3472
FAX : 0982-72-3474
E-mail: tyuo@iaa.itkeeper.ne.jp

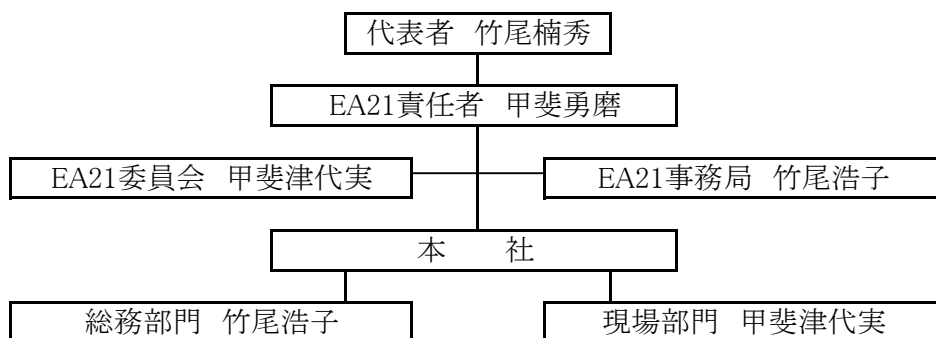
5) 対象範囲

- ・対象組織 全社(関連事業所なし)
- ・対象活動 全活動
建設業(土木工事、舗装工事、水道施設工事)
- ・レポート対象期間.....2024年1月～2024年12月

6) 事業規模

項目	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
売上高(百万)	193	210	156	123	250
従業員数	9	9	8	10	9
工事等の件数	8	8	4	3	9
総床面積(㎡)	435	435	435	435	435
総敷地面積(㎡)	2,170	2,170	2,170	2,170	3,160

7) 実施体制



2. 環境方針

環 境 方 針

中央建設株式会社は、今日悪化の一途をたどる地球環境問題を、人類共通の最重要課題であると認識し、当社の事業活動のあらゆる分野で、自主的、積極的に環境保全に取り組み、循環型社会の実現に貢献いたします。

1. 当社は、土木工事の事業活動を通じて、環境経営マネジメントシステムを構築し、環境目標・環境活動計画を定め、継続的な改善に努めます。
2. 関連する環境の法規制を遵守するとともに、行政機関・団体地域の要請に積極的に協力します。
3. 土木工事業に於いて、環境に与える影響を削減するために、次の事項に対して優先的に取組みます。
 - ① 二酸化炭素排出量の削減
生産設備・空調運転管理・燃料管理による電気使用量・燃料使用量の削減
 - ② 事業活動工程から排出される廃棄物の削減とリサイクル推進
 - ③ 節水活動による水使用量の削減
 - ④ 事業活動での使用部品・物品・事務用品等グリーン購入に努めます
 - ⑤ 土木工事においては、環境に配慮した施工に努めます
4. 環境保全に関する啓蒙・啓発と、地域での社会貢献活動に努めます。

この環境方針は、当社全従業員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

制定 2008年10月 1日
改訂 2011年 4月 6日
中央建設株式会社
代表取締役 竹尾 楠秀

3.環境目標

中期環境目標		年 度 別 環 境 目 標				
取組み項目 (目標項目)(単位)		実施区	基準値 '21年度～'23年 度実績平均値	2024年度 (2024年1月～ 2024年12月)	2025年度 (2025年1月～ 2025年12月)	2026年度 (2026年1月～ 2026年12月)
省エネ ルギー 項目	1. 二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO ₂)	全社	54,170.3	53,628.7	53,087.0	52,545.2
	①電力使用量の削減 (kWh)	事務所	10,760.7	10,653.1	10,545.5	10,437.9
	②ガソリン使用量の削減 (L)	全社	6,324.3	6,261.1	6,197.8	6,134.6
	③軽油使用量の削減 (L)	現場	13,761.9	13,624.3	13,486.7	13,349.0
	④建設廃棄物の 再資源化推進(%)	現場	260.1/290.5=89.5%	再資源化率=再資源化量÷総排出量=90.0%以上		
物 1 の 削 廃 減 棄	①. 一般廃棄物の削減 (kg)	事務所	144.5	143.1	141.6	140.2
	②建設廃棄物の 再資源化推進(%)	現場	260.1/290.5=89.5%	再資源化率=再資源化量÷総排出量=90.0%以上		
3. 水資源使用量の削減 (m ³)		事務所	468.0	463.3	458.6	454.0
4. グリーン購入の促進 (エコ製品購入数/総購入数)		全社	7/10=70.0%	70.0%以上		
5. 環境配慮型施工の推進		現場	—	環境活動計画の遵守を目標とする		

各年度の運用期間は当年1月から12月までの12ヶ月間です。

【改訂履歴】

2015/1/10 2012年度から2014年度までの3ヶ年の実績平均値を新基準とした。
2015/1/10 軽油削減の目標は削減のための活動の実施度合を評価し、軽油の消費実績は全社合計で把握してCO2に換算する。
2015/1/10 購入電力の二酸化炭素排出係数はH26年度公表の九州電力実排出係数0.613を使用する。
2015/1/10 グリーン購入の目標は環境ラベル製品購入率の向上を目標とする。
2015/1/10 軽油の二酸化炭素排出係数は 0.0687×38.2= 2.624 に変更。
2019/1/ 8 2015年度から2017年度までの3ヶ年の実績平均値を新基準とした。
2021/2/10 2018年度から2020年度までの3ヶ年の実績平均値を新基準とした。
2021/2/10 二酸化炭素の排出係数を 電力 0.371 ガソリン 2.32 軽油 2.58 に変更
2024/2/7 2021年度から2023年度までの3ヶ年の実績平均値を新基準とした。

4.環境目標の実績

* 2024年1月から2024年12月までの12ヶ月間の実績は以下のとおりです。

取組み項目		実施	目標値	実績	達成率	評価
二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)		全社	53,628.7	54,771.0	97.9%	×
	①電力使用量の削減 (kWh)	事務所	10,653.1	8,405.0	126.7%	○
	②ガソリン使用量の削減 (L)	全社	6,261.1	6,057.7	103.4%	○
	③軽油使用量の削減 (L)	現場	13,624.3	14,573.2	93.5%	×
物 2 減 の 廃 削 棄	①. 廃棄物の削減 (kg)	全社	143.1	123.6	115.8%	○
	②. 建設副産物のリサイクル率向上 (%)	現場	90.0%以上	77.6% (383.68/494.67t)	86.2%	×
3. 水資源使用量の削減 (m ³)		全社	463.3	422.0	109.8%	○
4. グリーン購入の促進		全社	70.0%以上	87.7%	100.0%	○
5. 環境配慮型の施工推進		全社	活動計画	活動計画を遵守しています。		○

※ 灯油等を含む二酸化炭素総排出量は、56,721.7kg-CO2です。

5.環境活動計画と取組評価

実施項目	計 画	結果/評価/次年度の取組み内容
・電気使用量の削減	①スポットライト等で効率よく照明している ②照明器具やエアコンフィルターを定期的に清掃する ③空調の適温化〔冷房(7月～9月)28℃程度、暖房(11月～3月)22℃程度〕を徹底する。	・スポットライトを効率よく活用している ・温度管理、昼休み退社時の消灯はいずれも徹底できている ・全従業員の節電意識をさらに高めていきたい。 ・次年度以降も照明器具やエアコン等の省エネ型機種入れ替えを検討していきたい。
・化石燃料使用量の削減 ガソリン 軽油	①エコドライブの徹底 ②荷物の積卸し時にはエンジンを切る ③現場への相乗り通勤 ④建設機械等は過剰な負荷を掛けない(アクセル7割運動等) ⑤段取りの良い前準備で忘れ物等をなくし、折り返し運転等をしない ⑥低燃費車の計画導入	・アイドリングストップの徹底と無駄のない配車を心掛けるよう全従業員に周知済 ・エコドライブ手順書を掲示済み ・低燃費車導入完了(軽ワゴン車、ハイブリッド車) ・現場の安全教育訓練時にアクセル7割を確認している
・一般廃棄物の削減	①コピーは裏紙使用や両面コピー、縮小コピーに努める ②コピートナーカートリッジ等は納入業者に引き取ってもらう	・分別計量は徹底している ・コピー機に注意喚起のシール貼り付け済 ・再利用箱を設置している ・両面コピー、縮小コピーを徹底している ・トナーカートリッジ等は納入業者に引き取ってもらっている
・建設副産物の再資源化推進	①建設資材発注時は使用数量を再チェックして残余資材の発生を抑制する ②現場で発生する混合廃棄物は、できるだけ分別してリユース、リサイクルする ③廃棄物の処理はできるだけリサイクル業者へ依頼する	・資材発注前の在庫管理とこまめな発注をしている ・混合廃棄物は廃棄ボックスを増やすなどしてできるだけ分別を行っている。次年度も現場廃棄物の分別を推進する ・廃棄物は再資源化施設を持つ業者へ処理契約をしている
・水資源使用量の削減	①水道の漏水を定期的に点検 ②雨水貯留タンク設置等により極力雨水を利用する ③車両や建設機械の洗車は必要最小限にとどめ、できるだけ雨水を利用する	・定期的に漏水点検をしている ・車輛等の洗浄に用水や河川水を一部利用している ・次年度以降も節水意識の向上に努める
・グリーン購入の促進	①環境ラベル認定等製品を使用する ②再生材料や間伐材製品等を使用する ③車両はハイブリッド低燃費車低排出ガス車電気自動車等へ順次切り替える	・現場車輛を普通車から軽自動車、ハイブリッド車へ切り替え済み 今後も継続 ・今後徐々にグリーン製品を増やしていく
・環境保全取組実施率の向上	①環境ボランティアへの積極的参画 ②現場や事務所周辺の清掃、整理整頓 ③現場での地域住民への説明会で、現場特有の環境問題と対策も説明する	・各現場の安全訓練の折、当社社員と下請け業者を対象に環境教育を実施した ・当社は、毎年4月(独自)と8月(加盟団体主催)に実施している ・今後も継続して取り組んでいく
・環境配慮型施工推進	①重機は低排出・低騒音機を使用する。 ②可能な限り環境配慮型材料等を利用した施工の実施 ③環境に配慮した施工方法等の講習会へ積極参加(水辺の工法研修会など) ④現場の環境上の緊急事態を想定し予防措置を行い、対応手順を作成して事前の訓練を行う	・環境に配慮した河川工事のあり方講習に参加 ・資材発注は計画的に実施できた。 ・火災、オイル漏れ、河川汚濁の緊急事態対応訓練を実施した ・今後も計画的に重機の新機種入れ替えを行っていく ・次年度も継続して環境に配慮した施工に努める

当社では春の安全大会時に地域ボランティアとしてカーブミラー清掃、空き缶ゴミ拾いを行っている。

又、夏には加盟団体主催の道路清掃活動を行っている。

・その他	①当社は事務所や現場への出入り業者に対して、アイドリングストップのお願いをしている ②この環境活動レポートを社内総務部に常備し、外部に公開している。	・協力依頼伝達書(環境方針を添付)で依頼している。 ・社内総務部に常備し外部に公開している。 現在、閲覧依頼はない。
------	---	--

6.次年度の環境目標と環境活動計画

実施項目	目標	取組内容
二酸化炭素排出量の削減	53087.0 kg-CO2	省エネ活動の推進
・電気使用量の削減	10545.5 kWh	①スポットライト等で効率よく照明している ②照明器具やエアコンフィルターを定期的に清掃する ③空調の適温化〔冷房(7月～9月)28℃程度、暖房(11月～3月)22度程度〕を徹底する。
・化石燃料使用量の削減 ガソリン 軽油	ガソリン 6197.8 リットル 軽油 13486.7 リットル	①エコドライブの徹底 ②荷物の積卸し時にはエンジンを切る ③現場への相乗り通勤 ④建設機械等は過剰な負荷を掛けない (アクセル7割運動等) ⑤段取りの良い前準備で忘れ物等をなくし、折り返し運転等をしない ⑥低燃費車の計画導入
・一般廃棄物の削減	141.6 kg	①コピーは裏紙使用や両面コピー、縮小コピーに努める ②コピートナーカートリッジ等は納入業者に引き取ってもらう
・建設副産物の再資源化推進	再資源化率 90%以上	①建設資材発注時は使用数量を再チェックして残余資材の発生を抑制する ②現場で発生する混合廃棄物は、できるだけ分別してリユース、リサイクルする ③廃棄物の処理はできるだけリサイクル業者へ依頼する
・水資源使用量の削減	458.6 m3	①水道の漏水を定期的に点検 ②雨水貯留タンク設置等により極力雨水を利用する ③車両や建設機械の洗車は必要最小限にとどめ、できるだけ雨水を利用する
・グリーン購入の促進	70%以上	①環境ラベル認定等製品を使用する ②再生材料や間伐材製品等を使用する ③車両はハイブリッド低燃費車低排出ガス車、電気自動車等へ順次切り替える
・環境保全取組実施率の向上	—	①環境ボランティアへの積極的参画 ②現場や事務所周辺の清掃、整理整頓 ③現場での地域住民への説明会で、現場特有の環境問題と対策も説明する
・環境配慮型施工推進	環境活動計画の遵守を目的とする	①重機は低排出・低騒音機を使用する。 ②可能な限り環境配慮型材料等を利用した施工の実施 ③環境に配慮した施工方法等の講習会へ積極参加(水辺の工法研修会など) ④現場の環境上の緊急事態を想定し予防措置を行い、対応手順を作成して事前の訓練を行う

7.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟の有無

※ 当社の事業に係る環境関連法規は、下表の通りである。

関連法規制の遵守状況は、当社が自主チェックした結果違反もなく、また関係官庁からの指摘も一切なく良好であると判断致しました。又、地域住民からの訴訟もありませんでした。

現場での遵守状況は、安全パトロールや安全会議時などで確認しています

法規制等	主な内容	当社の対応	遵守 評価
・浄化槽法	・指定検査機関の水質検査(1回/年)及び法定検査記録の保管(3年間)・宮崎県環境科学協会 ・知事の登録を受けた者に保守点検を委託 ・市町村の許可を得た浄化槽清掃業者に清掃を委託 ・清掃記録の保管(3年間)	・宮崎県環境科学協会へ法定点検を依頼する ・法定検査記録の保管(3年間) ・西臼杵浄化槽管理センターに定期点検を依頼する ・西臼杵衛生公社に定期清掃を依頼する ・清掃記録、点検記録の保管(3年間)	○
・騒音規制法	・騒音に関わる環境基準の遵守 ・指定、特定地域の騒音基準の順守	・届出書・記載項目の確認 ・該当地域の騒音基準(85db以下)の確認	-
・振動規制法	・騒音に関わる環境基準の遵守 ・指定、特定地域の振動基準の順守 ・指定地域の市町村長に7日前までに届け出	・届出書・記載項目の確認 ・該当地域の振動基準(75db以下)の確認	-
・廃掃法	・産業廃棄物の運搬、収集、処理の委託基準に適合したそれぞれの業者との委託契約書の締結	・業者との契約書は契約終了後5年間保管 ・業者の許可証の写し保管 ・業者の許可証の有効期限確認	○
	下請け業者へ産廃の運搬を依頼する時は元請業者がマニフェストを発行する。当該産廃を請け負った下請け業者が当該廃棄物を保管する場合は、下請け業者も事業者とみなす	当該運搬では、『請負契約書』を締結し、当該運搬である事を証する書面を備え付ける 運搬車両には産廃収集運搬の表示を行う	○
	・産業廃棄物が、運搬、処分するまでの保管義務、保管基準(60×60cmの掲示板設置等)	・表示板の設置 ・早期処理(許可業者へ委託する)	○
	・管理票交付日からB2票及びD票は90日以内、E票は180日以内に受領・期限内に受領出来なかったら知事に報告する ・A票も5年間保管する	・マニフェストの交付・保管 ・期日以内にマニフェストの写しが到着しない場合は県知事へ報告する ・A票の照合確認欄へ受取り月日を記入し保存	○
	・建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、面積が300㎡以上の事業場外に保管する場合、事前に都道府県知事に届け出る	・様式第二号の四による届出書を提出する ・保管基準を遵守する(看板設置など) ・保管をやめたときは、30日以内に知事へ様式第二号の六による届出書を提出する	-
	・事業場毎年に毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出する	・産業廃棄物管理表交付状況等報告書(様式3号)の作成、提出	○
	・前年4月から当年3月までに1,000トン以上の産業廃棄物を排出した事業者は、産業廃棄物処理計画書及び実施報告書を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告する。	・計画書(様式第2号の8) ・実施書(様式第2号の9)で知事へ報告	-
・家電リサイクル法	・事業所の【特定家庭用機器】テレビ(液晶・プラズマ含)、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機を廃棄物として排出する場合	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する	-
・小型家電リサイクル法	【使用済小型電子機器】パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー等々を廃棄する場合	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する	-
・建設リサイクル法	・元請業者は、発注者に分別解体等の計画について説明する	・工事請負契約書に関連帳票として添付する	○
・建設リサイクル法	・対象建設工事受注者は、特定建設資材(コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト塊、木材)廃棄物を再資源化する	・再資源化等の促進等の実施に関する指針を遵守する	○
	・対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、発注者に報告し、記録を作成する	・工事完了後発注者への報告(クレダスによる報告)	○
	・建設業許可または解体工事登録の貼付 ・建設リサイクル法届出済みシール貼付	・建設業許可票の看板掲示	○
・オフロード法	・平成18年10月以降製造・販売機器には適合表示の表示(基礎工事用機械・バックホウ・ブルドーザー等)	・適合証明書、表示の確認	○

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

見直し事項	前回指示の内容	今回の評価結果
	前回指示の取組結果	代表者による指示内容
①環境目標及び環境活動計画について	水以外の使用量は達成できているため、今後も続けられるようにしたい。	'24年1月から '24年12月までの集計結果 (計画値/実績値) 電力 ; 10,653.1/8,405.0kWh・・・126.7% ガソリン ; 6,261.0/6,057.7 L・・・103.4% 軽油 ; 13,624.3/14,573.2 L・・・93.5% 廃棄物 ; 143.1/ 123.6kg・・・115.8% 水 ; 463.3/422.0m3109.8%
	水の使用量は達成できた。	軽油の達成ができなかった月があった。現場作業員にできるだけエコドライブを心がけてもらうよう努めた。
②環境関連法規等の取り纏め及び遵守状況について	今後もコンプライアンスの重要性を再認識する周知活動を行うこと	環境関連法規一覧表の遵守状況評価表(24年6月21日、25年1月20日チェック)により説明
	全社員に対して工程会議や現場での安全訓練教育時に法令遵守の徹底を周知している。	今後もコンプライアンスの重要性を再認識する周知活動を行うこと。
③取組状況の確認及び問題点の是正について	水が依然として達成できていない。他の項目の状況を維持しつつ、水の使用量に気を配ること。	軽油が達成できてない月があった。
	水の使用量は達成できた。	今回達成できた項目の状況を維持していきたい。
④環境コミュニケーションについて	今後も地域住民だけでなく、想定される関連団体等にも文書にて工事概要、工事方法等を説明し理解を求めること。	外部環境情報記録表により説明
	各現場ごとに工事着手前住民説明会を開き工事内容、工事方法等を説明している。	今後も地域住民だけでなく、想定される関連団体等にも文書にて工事概要、工事方法等を説明し、理解を求めること。
⑤環境方針及び実施体制について	なし	方針の変更は必要なし。
	なし	実施体制の変更は必要なし。

8.地域ボランティア清掃活動



道路愛護作業(国道325号)

令和 6 年 8 月 3 日(土)実施